

DB給付の税務について①

確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）の給付の税務について、給付の種類等に応じ、3回にわたって説明します。今回はその1回目です。

1. 給付種類に応じた税務取扱い（2025年10月現在）

税務取扱いの概要は下表の通りです。次回以降の事務サポート通信にて具体的に説明します。

給付金の種類		税務取扱い	源泉徴収する税額について（※1）	説明予定
生存給付	老齢給付金（一時金） 脱退一時金	退職所得（※2）	税額を所得税法および地方税法にもとづき算出し、源泉徴収します。 確定給付企業年金制度からの支払いより先に支払われた他の退職手当等（企業からの退職金等）がある場合、合算のうえ税額を再計算し、支払時に源泉徴収します。	12月 （事務サポート通信 Vol.6-2）
	老齢給付金（年金）	公的年金等の雑所得	{ 課税対象支払額 - (課税対象支払額 × 25%) } × 10.21% つまり【課税対象支払額 × 7.6575%】を毎回の年金支払時に源泉徴収します。	
	海外居住者への給付金	国内居住者と異なる取扱い	【一時金の場合】 国内勤務期間に対応する所得（国内源泉所得）に対し、20.42%の税率により所得税を源泉徴収します。 【年金の場合】 日本と居住国との間の租税条約締結有無等によって異なり、場合によっては、日本国内での源泉徴収税が軽減または免除となることがあります。	1月 （事務サポート通信 Vol.6-3）
死亡給付	遺族給付金（年金または一時金）	みなし相続財産	源泉徴収はありません。	
	未支給年金（※3）	一時所得	源泉徴収はありません。	

※1 2013年1月1日より源泉徴収税額とあわせて復興特別所得税を徴収しています。

※2 退職を伴わずに支払う一時金等については「一時所得」の取扱いとなる場合があります。

※3 受給権者本人が生存していた期間中にすでに受給権が発生していた年金のうち、まだ支払われていない分を遺族に支払うものをいいます。

DB給付の税務について①

2.受給権者への説明について

DBの給付を受ける受給権者には、事業主より給付種類に応じた税務取扱いについてご説明ください。

＜留意事項＞

- ・DBオンラインサービスの「給付額計算」機能等で算出される給付額は、税引き前の金額です。
- ・税額は、給付手続き後に発行される以下帳票にてご確認ください。

受給権者あて「お支払通知書」

確定給付企業年金 お支払通知書				作成日 令和 3年 5月 6日			
いつと様への引当てをいまだお届くお申し込みです。 また、事業主様からの委任を受け、下記欄のとおり 給付金をお支払いしましたのでご通知申し上げます。				証券番号〔団体番号〕 9950293-1-001 事業主名 タンタイム1970-9950293-1-001* *****		金融機関番号 氏名 ｽﾏｲﾙ 知ｼ	
契約番号 大府第9950293号				金融機関名称 ミツビシ・ジュウエフ・エイ		支店名 ナジデン	
振替口座 定期預金<一時金>		支払年月日 令和 3年 5月 10日		請求方法 口座振込			
給付金額 18,000,000 円		所得税 O 円		市町村民税 O 円		都道府県民税 O 円	
支払明細 支払手数料 **** 17,932.028 円		国庫引当額 **** 17,932.028 円		留保率 5% 野島局別 欄目 1 口座番号 1234***		*金融機関によっては、 ご入金が午後となること があります。 (曜日) 1ー普通預(総合)預金 2ー当座預金	

令和 3年分 退職所得の課税徴収票・特別徴収票			
大府市大府市中央区城見XXXXX			
支払を受ける者	現住所	3年 1月 1日住所	40106
	氏名	ｽﾏｲﾙ 知ｼ	
区 分	支払金額	源泉徴収税率	等 別 徴 収 税 額
			市町村民税 都道府県民税
所沢税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第32条の6第1項第1号適用部分	18000000 円	22972 円	27000 円 18000 円
所沢税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第32条の6第1項第2号適用部分	円	円	円 円
所沢税法第201条第3項及び地方税法 第50条の6第2号及び第32条の6 第2項適用部分	円	円	円 円
退職所得控除額	1710万円加入	勤続年数 入社年月日 令和 3年 10月 16日加入	退職 令和 3年 9月 30日
所属先 所在地 大府市大府市城見1-4-35 名称 住友生命保険株式会社			

(C2067Z.13.09) k13-104

事業主あて「給付金支払済のお知らせ（明細）」

[illegible]

DB給付の税務について①

<ご連絡>

この度、受給権者あての税務取扱い説明のサポート資料「**確定給付企業年金からの給付に関する税務取扱いについて**」を作成しました。DBオンラインサービスの「ツール」に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

(当事務サポート通信の掲載連絡（オンラインサービスの事務連絡）にも添付しております。)

確定給付企業年金からの給付に関する税務取扱いについて			
確定給付企業年金から給付を受けられるにあたり、給付内容に応じ、税務取扱いをご確認ください。			
<生存給付> (2025年10月1日現在の税法に基づく)			
給付内容	税務上の取扱い	源泉徴収する税額について（※1）	備考
退職に伴い一時金を受け取る時 （老齢給付金（一時金）・脱退一時金） または 年金受給中に保証期間内の残存期間分を一時金化するとき（※2）	退職所得（※3）	・所得税法および地方税法にもとづいて税額を計算し、源泉徴収します。 ・先に支払われた他の退職手当等（企業からの退職金等）がある場合、合算のうえ税額を再計算します。 ・一時金額が退職所得控除額（勤続年数に応じて加算）の範囲内であれば課税されません。	退職所得は分離課税のため、原則として確定申告の必要はありません。 退職所得控除の適用のために、「退職所得の受給に関する申告書」を事業主あて提出ください。
退職に伴い年金を受け取る時 （老齢給付金（年金））	公的年金等の雑所得	$[\text{課税対象支払額} - (\text{課税対象支払額} \times 2.5\%)] \times 10.21\%$ つまり【課税対象支払額×7.6575%】を毎回の年金支払時に源泉徴収します。	雑所得は総合課税のため、他の所得と合算のうえ確定申告が必要です。
給付を繰り下げるとき または 脱退一時金相当額を他制度に移換するとき	課税は発生しません。		実際に給付を受けるときに、給付内容に応じた取扱いとなります。
海外に居住したまま給付を受けるとき	国内居住者と異なる取扱い	【一時金の場合】 国内勤務期間に対応する所得（国内源泉所得）に対し、20.42%の税率により所得税を源泉徴収します。 【年金の場合】 日本と居住国との間の租税条約締結の有無等によって異なり、場合によっては、日本国内での源泉徴収税が軽減または免除となる場合があります。	一時金の場合、国内居住者に比べ税負担が大きくなるケースがありますが、支払日の翌年1月1日以降に税務署あて還付請求できる制度（退職所得の選択課税）があります。

※1 2013年1月1日より源泉徴収税額とあわせて復興特別所得税を徴収しています。

※2 退職所得とされるのは「将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの」になりますので、複数の年金を受給している場合は全てを一時金化する必要があります。

※3 退職を伴わずに支払う一時金等については「一時所得」の取扱いとなる場合があります。「一時所得」のとき、源泉徴収はありませんが、確定申告が必要となる場合があります。確定申告の要否は所轄の税務署あてご確認ください。

1

住友生命およびCPBSでは一般的な税務取扱いについてはお答えできますが、個別の取扱いについてのご照会にはお答えいたしかねますので、所轄の税務署等へ照会ください。



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

年金サービス室

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
（土日・祝日、12/31～1/3を除く）



0120-307081

事務担当者さま向け情報提供サイト
「[DB年金事務サポートNavi](#)」
（↑リンクあり）を当社公式ホームページに公開中！